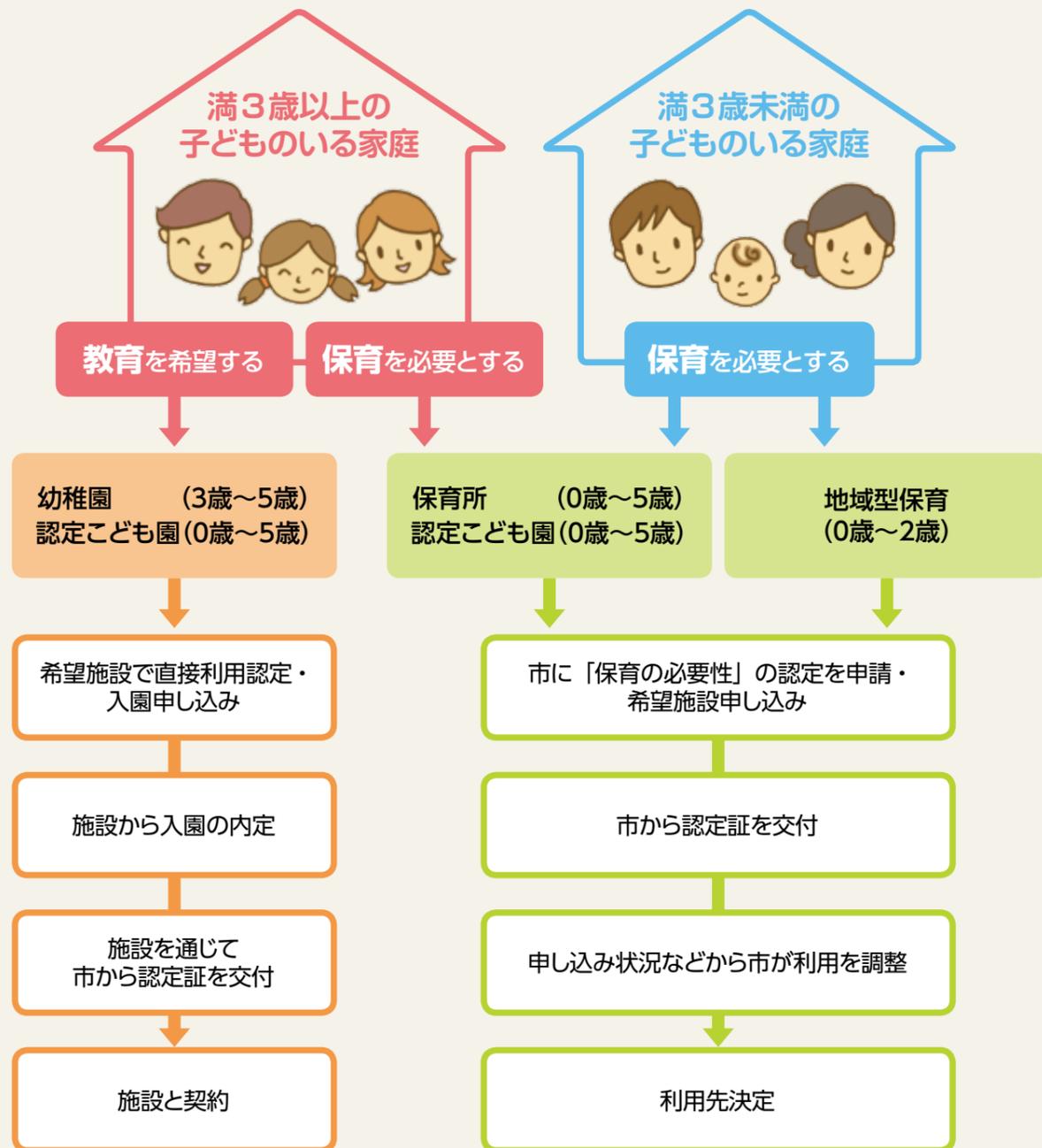


保育施設の選び方と施設利用手続きの流れ

平成27年4月からの保育施設の選び方や施設利用の手続きの流れを、下図にまとめました。詳細は、子育て支援課へお問い合わせください。



※市内の私立幼稚園は、一部の園が新制度に移行する予定です。

保育料が変わります

保育料は、保護者の所得に応じた金額が基本となります。現在通園している方も、平成27年4月からは新制度での算定方法に変わります。詳細は、子育て支援課へお問い合わせください。

子ども・子育て支援新制度が始まります



子育て支援課 ☎(235)4824



保育の場を新設

市では、既存の幼稚園や保育所に加え、待機児童が多い0歳~2歳児を対象とした地域型保育の新設に取り組みます。これは、新制度で市が新しく実施する認可事業です。

幼児期の教育や保育、子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。制度開始に伴い、幼稚園や保育所などの利用方法が一部変更になります。

地域型保育の4つのタイプ

- 1. 家庭的保育**
定員5人以下で、保育者の自宅など、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行います。
- 2. 小規模保育**
定員6人~19人で、保育所よりも家庭的保育に近い環境で保育を行います。
- 3. 事業所内保育**
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 4. 居宅訪問型保育**
1対1で、障がいや疾患のある子どもなどを自宅でも保育します。

少人数単位(20人未満)で保育を行い、地域の実情に応じた保育の実施を目指します。利用時間などは、保育のタイプにより異なります。

地域型保育
対象年齢 0歳~2歳



認定を受けよう

新制度に移行する幼稚園や保育所などの施設を利用する場合は、事前に市から認定を受ける必要があります。

お子さんの年齢や保護者の就労状況、希望する施設などによって、市が3つの区分(左表)から認定します。

なお、現在通園中の方は平成27年4月以降も引き続き同じ施設を利用できます。

3つの認定区分

認定区分	対象	利用先
1号認定	子どもが3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園*
2号認定	子どもが3歳以上で保育を必要とする場合	保育所、認定こども園*
3号認定	子どもが3歳未満で保育を必要とする場合	保育所、認定こども園*、地域型保育

※認定こども園
0歳~5歳が対象で、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設。